

休業期間の延長（5月31日まで）について

本学においては、三重県知事による「感染拡大阻止緊急宣言」及び緊急事態宣言に伴う「大学等教育施設に対する休止要請」を踏まえ、5月6日（月）まで休業と定めていたところですが、今後も新型コロナウイルスの感染拡大が予断を許さない緊迫した状況にあることから、休業期間を5月31日（日）まで延長します。この間、4月27日（月）に始まった遠隔授業の一層の充実を図ること等により、学生の皆さんの修学機会の確保に努めますのでご理解ご協力をお願いします。

なお、通常授業の開始等については、今後の県内状況を見据えた上で、5月下旬に再度ご連絡します。